

(案)

令和6年度静岡県庁敷地内の植木の手入れ及び草取り等の業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）との間に
静岡県庁敷地内の植木の手入れ及び草取り等の業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

別紙「令和6年度静岡県庁敷地内の植木の手入れ及び草取り等の業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務

(2) 委託の場所

静岡市葵区追手町地内 静岡県庁敷地内で前項の業務委託仕様書及び別図に示す場所

（注意義務）

第2条 乙は、仕様書に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託契約期間）

第3条 この委託業務の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事態が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託料及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対して委託業務（本条第2項に規定する業務を除く）を遂行するための費用（以下「委託料」という。）として 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）を支払うものとする。

2 甲が、乙に対して病虫害駆除業務を委託する単価は 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）とする。

3 第1項の委託料は、月額では、 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする（端数は最終月の支払いに含める）。第2項の委託料は、病虫害駆除業務を実施した月ごと、実施回数に第2項の単価を乗じて得た額を支払うものとする。

4 甲は、乙から提出された請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（現場責任者）

第6条 乙は、委託業務のうち、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任し、書面により甲に通知すること。

- (1) 乙の従業員の指導監督及び委託業務処理
- (2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) 関係書類の作成、提出
- (4) その他、この契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(法令上の責任)

第7条 乙は、委託業務処理に当る乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法等の労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(服務規律の保持)

第8条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の保持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を委託業務に従事する従業員に着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(権利業務の譲渡等再委託の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密及び県の行政事務並びに入居団体の事務に関する事項を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3ヶ月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第12条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第13条 この契約に関し、乙が、次の各号の一に該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第50条第1項に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第49条第1項に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(委託料の処理)

第14条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第16条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

上記の委託契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

印

静岡県知事 川勝 平太

(乙)

印